高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年１月 10 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓のうち、ソ及びツを削り、レの次に次のとおり加える。

ソ　いわきフラガールパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間（休日及び平成26年２月10日を除く月曜日、火曜日、水曜日、木曜日又は金曜日を含む場合に限る。）に、㈡(a)に定めるインターチェンジから㈡(d)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏発着型」という。）、㈡(b)に定めるインターチェンジから㈡(d)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「栃木発着型」という。）又はニ(c)に定めるインターチェンジからニ(d)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「仙台発着型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料　金　の　合　計　額		
	首都圏発着型	栃木発着型	仙台発着型
軽自動車等	4,000円	3,400円	4,400円
普通車	5,000円	4,300円	5,500円

㈢　実施する期間

平成26年１月14日から同年２月28日まで。

㈣　適用インターチェンジ

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(b)　栃木発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから真岡インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(c)　仙台発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の白石インターチェンジから大和インターチェンジまで、山形自動車道の村田ジャンクションから笹谷インターチェンジまで及び常磐自動車道の山元インターチェンジから亘理インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに仙台東部道路、仙台南部道路、仙台北部道路及び仙塩道路の全インターチェンジ。

(d)　周遊エリア

常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジからいわき湯本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

別表３のうち、

「八戸自動車道（安代ジャンクション・八戸北間）

		八　戸　北
	八　　戸	—
南　　郷	10.3	19.7

」を

「八戸自動車道（安代ジャンクション・八戸北間）

			八　戸　北
		八戸ジャンクション	12.6
	八　　戸	—	—
南　　郷	10.3	7.1	19.7

」に、

「関越自動車道（練馬・長岡間）

		高崎ジャンクション
	藤　　岡	7.8
藤岡ジャンクション	1.8	6.0

」を

「関越自動車道（練馬・長岡間）

			高崎ジャンクション
		高崎玉村スマート	1.9
	藤　　岡	5.9	7.8
藤岡ジャンクション	1.8	4.1	6.0

」に改める。